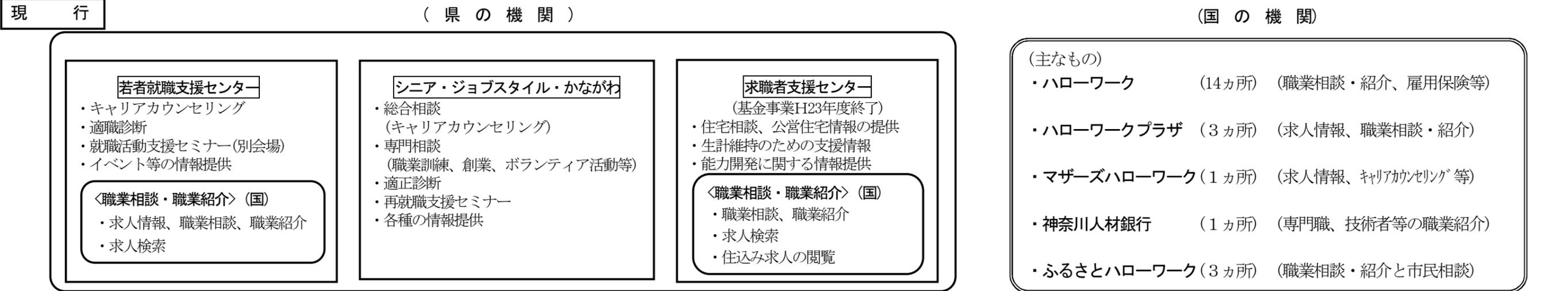


【提案の基本的な方針と内容】

- 全てのハローワークを県に移管するとともに、新たな支援施設の設置を提案する。（遅くとも平成26年度までに、できるだけ速やかに移管）
- 新たな支援施設は、県の機関であるかながわ若者就職支援センター、シニア・ジョブスタイル・かながわ及びかながわ求職者支援センターを統合した上で、同じビル内にあるハローワークプラザ横浜、マザーズハローワーク横浜、神奈川人材銀行を県に移管し、「かながわ就職支援センター(仮称)」として一体的に運営する。
- ハローワークでは、市町村の協力を得て生活福祉相談を実施するとともに、女性や障害者等の就職支援の充実を図る。
- 市町村が希望する場合、市町村主導による「ふるさとハローワーク」を設置する。
- 提案の実施に当たっては、十分協議の上、国は、必要な財源・人材・設備等の確保について誠実に対応するものとする。



- 〈全面移管による主な効果〉
- 求職者に対する一体的な職業相談～職業訓練～職業紹介の充実
 - 教育機関との連携による就職支援の強化
 - 産業振興、新産業育成の効果的な展開
 - 生活・福祉関連の支援の強化
 - 若年者、中高年齢者、女性等に対するきめ細かなサービスの提供

アクション・プランを実現するための提案について（追加提案）

神 奈 川 県

1 提案の趣旨

アクション・プランを実現するための提案については、平成23年5月13日付けで提出したところであるが、依然として厳しい雇用環境のもと、早期に県民サービスの向上を図るため、第1次提案に基づき、次のとおり追加提案を行う。

2 提案の概要

(1) 「かながわ求職者支援センター」機能の継承

県が運営している「シニア・ジョブスタイル・かながわ」に、職業紹介機能、生活相談機能等を附加し、平成23年度末に事業が終了する「かながわ求職者支援センター」の機能を継承する。

(2) 女性の就業支援の一体的な展開

県が「かながわ女性センター」、「かながわ労働センター」等において実施している女性の就業支援サービス等を、横浜S Tビル内の「マザーズハローワーク横浜」において国と連携して実施する。

3 提案の理由

(1) 「かながわ求職者支援センター」機能の継承

○ 横浜S Tビル5階の「かながわ求職者支援センター」は、緊急雇用創出事業基金で運営しており、平成23年度末に時限終了となる。

このため、同ビル10階にある、県の「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を5階に移設して、新たに生活支援情報等の提供を行うことにより、若者から中高年齢者まで、細やかな就職支援をワンフロアで行うことが可能となり、県民の利便性向上となる。

(2) 女性の就業支援の一体的な展開

○ 県がこれまで行っているキャリアカウンセリングや各種セミナー、仕事と子育ての両立を応援するカウンセリング等を、横浜S Tビル内の「マザーズハローワーク横浜」において一体的に実施することにより、女性の就業支援に関する各種サービスをワンストップで提供することができ、県民サービスの向上が図られる。

国との一体的実施の展開イメージ図

